

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

上下水道局

## 入江崎余熱利用プールの指定管理者における再発防止策の徹底について

今回の入江崎余熱利用プールのスクールバスで発生した降車時の確認漏れについては、近年発生した児童がバス内に取り残されたことにより死亡に至ったという痛ましい事件と同様のことになりかねない重大な事案であったと認識し、重く受け止めております。

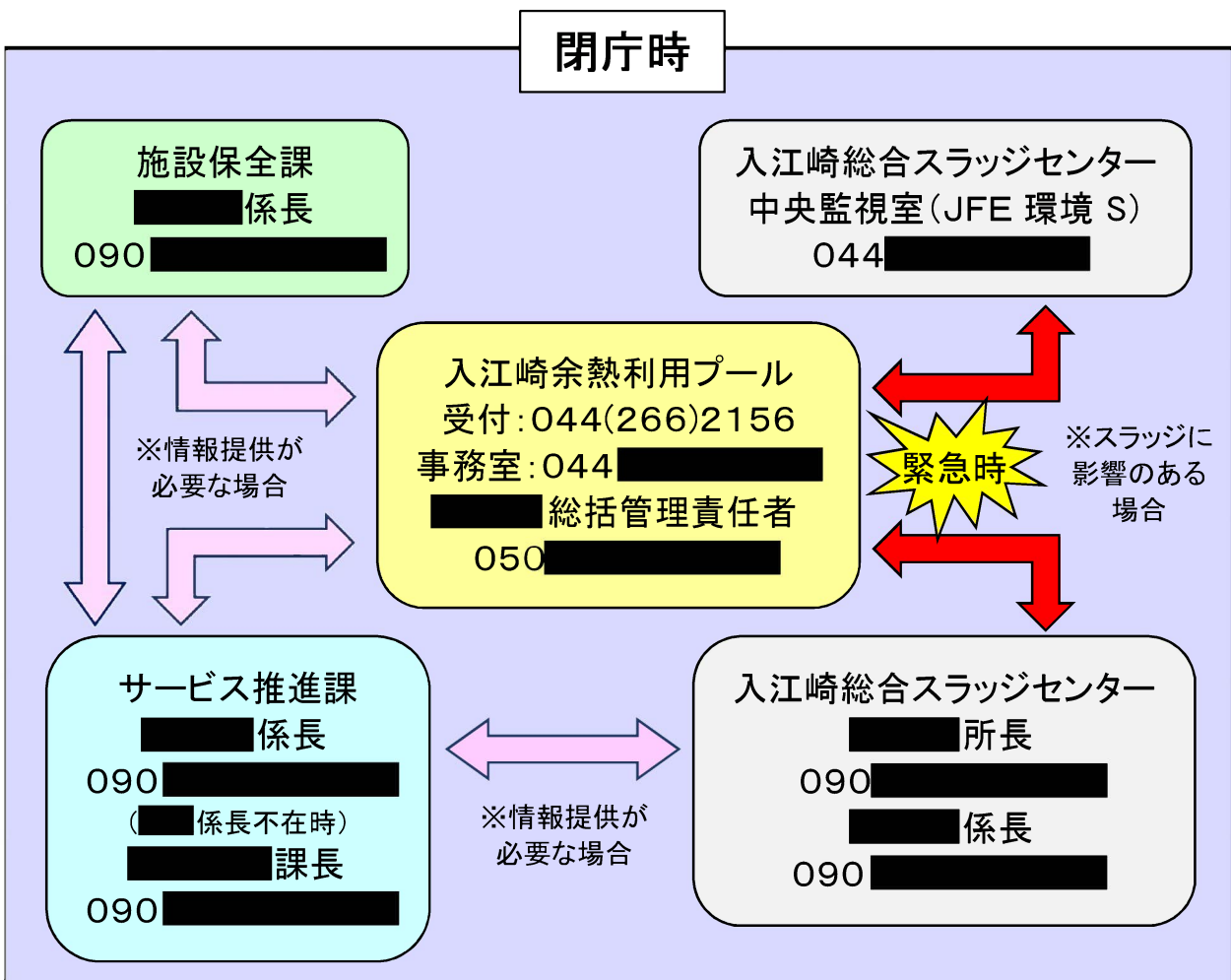
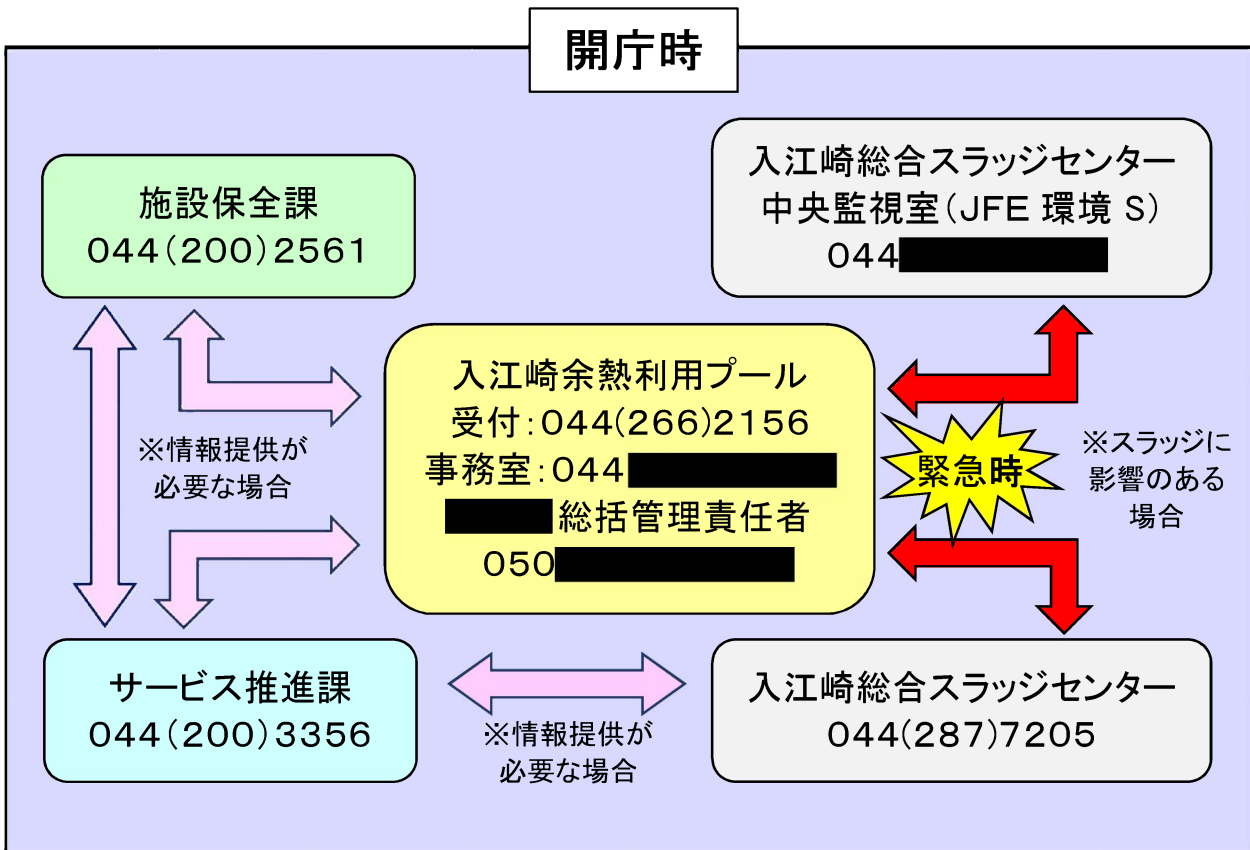
このことから、利用者が安心してプールを利用していただけるよう、スクールバス運行業務に対する再発防止策を講じるとともに、緊急時の連絡についても徹底を図り、再発防止策を含む安全管理が徹底され、適切なプール事業の運営が実行されるよう、次のとおり指定管理者に対する指導を徹底してまいります。

### 1 緊急時連絡の徹底

既に確立されている緊急時連絡体制（別紙）を確実に実行させるため、指定管理者と改めて原因を分析した上で、指定管理者がどのように実効性を確保するか確認し、確実な履行を徹底させてまいります。

### 2 再発防止策の徹底とモニタリングの見直し

指定管理者が示す具体的な再発防止策について、内容の確認・指導を図るとともに、プールの運営状況を確認するモニタリングについても、モニタリング項目に再発防止策を含めるなど報告内容や履行確認方法の見直しを図り、利用者が安心してプールを利用していただけるよう対策を講じてまいります。



令和4年12月9日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎 様

指定管理者 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

代表者 株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役 山岸 通庸



## 「入江崎余熱利用プールにおけるスクールバス降車時の確認漏れ」についてお詫び

この度の水泳教室会員様のスクールバス降車時確認漏れの事案ならびに本事案における貴市へのご報告が翌日になってしまった点を厳粛に受け止め深く反省するとともに、当該の水泳教室会員様とその保護者様ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛け致しましたことお詫び申し上げます。

今後は、プールの施設運営に関わる事故防止や安全管理への意識向上はもとより、バス運行を含む委託業者に対しても、弊社従業員と同様の責任意識と教育体制を求めていくよう、対応してまいります。

また教育体制に留まらず、弊社と委託業者間での連携体制においても見直しを図ることで、より一層の事故防止および安全管理に努め、お客様の信頼回復に向け取り組んでまいります。

## 1. 事案発生の経緯

令和4年12月5日（月）の17時頃、スクールバス運転手が降車時の確認を怠ったことにより、小学1年生の児童1名を降ろし忘れた状況で、次の送迎先に向かうという事案が発生しました。

17時00分 乗車したままの児童に気づかず、次の送迎のためスクールバスはプールを出発。

17時05分 児童の保護者様が、アプリによるプール入場時の通知がないことより、児童が携帯していたGPSの情報を確認、位置情報がスクールバスのルート上にあったため、保護者様からプール事務所に連絡。

17時10分 プール事務室から連絡を受けた運転手が、車内を確認したところ児童を発見。

17時40分 運転手が、児童を保護者様に引き渡す。なお、児童に健康上の異常はなかった。

## 2. 事案発生後の対応

- ・バス運行委託会社への指示を行い、全運転手への本事案の周知、注意喚起及びマニュアルの再確認を致しました。
- ・当該運転手は、当施設でのスクールバスの運転を停止し、業務に関する研修を再受講させ、バスの運行につきましては、新たな運転手を配置し継続しています。
- ・事故防止のため、スクールバス運行マニュアルの厳守を再徹底致しました。

## 3. 本事案に対する再発防止策

## (1)バス運行業務について

## ①スクールバス送迎管理業務の改善

- ア. 施設スタッフと運転手によるプール到着時の車内点検実施
- イ. 乗車時、降車時の点呼およびプール入退館時の利用者確認

ウ. 乗降者管理票の改変

- ②スクールバス送迎業務マニュアルの改変・徹底
- ③施設スタッフ及び運転手の再発防止策の周知徹底、再教育
- ④当該運転手のバス乗務停止及び安全管理についての再教育
- ⑤全従業員のコンプライアンスに対する意識向上
- ⑥安全装置(ICTを活用した対応)などのヒューマンエラーを防ぐ仕組み
- ⑦本件事案を受け、弊社のスクールバス運行施設勤務の全従業員向けに、上記内容を含んだ、一斉研修の実施

(2)緊急時連絡に対する改善策

現在の緊急時連絡体制を確認するとともに、事故等が発生した場合、事案の大小に関わらず速やかに上下水道局に報告することを徹底する。

上記の再発防止策については、具体的な内容を文書にまとめ、上下水道局に提出し、確認をいただいた後、確実に実行することで、プール利用者の安全確保に努めてまいります。

以上